

ハ この法律、担保附社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)若しくは著作権等管理事業法(平成十二年法律第三百三十一号)その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である株式会社又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確実に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社

八 取締役若しくは執行役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項及び第四十五条第二項において同じ。)又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の規定により第十六条の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、若しくは第二百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消された場合、担保附社債信託法第二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合又はこの法律、担保附社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいふ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第八十二条第一項の規定により第六十七条
条第一項の登録を取り消され、第八十九条
の規定により第八十六条第三項の登録の更
新を拒否され、又は第二百二十二条第一項の規定
により第八十六条第一項の登録を取り消さ
れた場合において、その取消しの日から五
年を経過しない者
ヘ この法律に相当する外国の法令の規定に
より当該外国において受けている第六十七
条第一項若しくは第八十六条第一項と同種
類の登録を取り消され、又は当該登録の更
新を拒否された場合において、その取消し
の日から五年を経過しない者
ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第
二項の規定により解任を命ぜられた取締役
若しくは執行役若しくは監査役、第五十九
条第二項若しくは第六十条第二項の規定に
より解任を命ぜられた国内における代表者
若しくは支店に駐在する役員若しくは第八
十二条第二項若しくは第一百二条第二項の規
定により解任を命ぜられた役員又はこの法
律に相当する外国の法令の規定により解任
を命ぜられた取締役若しくは執行役若しく
は監査役若しくはこれらに準ずる者でその
処分を受けた日から五年を経過しない者
チ 第六号に規定する法律、商法(明治三十
二年法律第四十八号)、有限会社法(昭和十
三年法律第七十四号)、商法特例法若しく
はこれらに相当する外国の法令の規定に違
反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五
号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、
第二百八十三条、第二百二十二条若しくは
第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に關
する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若
しくは暴力団員による不当な行為の防止等
に関する法律(平成三年法律第七十七号)第
四十六条、第四十七条、第四十九条若しく
は第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに
相当する外国の法令による刑を含む。)に処

九 個人である主要株主(申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者がある株式会社イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからチまでのいずれかに該当するもの

口 前号口からチまでのいずれかに該当する者

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第一百一条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保附社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担

要件のいずれかに該当するとき、又は第一項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

(営業譲渡の認可)
第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託

業の全部又は一部

「譲渡」という。(は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする営業譲渡については、この限りでない。

前項の認可を受けようとする信託会社は、営業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社(以下この条において「譲受会社」という)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四章第一項答号に掲げる事項

	第二項第一號
第四項	第四條第一項各號
第五條第一項各號	第五十三條第二項各號
第五十三条第六項各號	第五十三條第五項各號

(権利義務の承継)

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立された信託会社(次項において「合併後」の信託会社」という。)は、合併により消滅した

信託会社の信託に関する権利義務を承継する。前項の合併について異議を述べた受益者があるときは、当該受益者に係る合併後の信託会社の受託者としての任務は終了する。この場合において、新たに受託者となる者が信託業務を処理することができるまでの間は、合併後の信託会社は、信託財産を保管し、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。

(届出等)する。

第四十一条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

二 合併(当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。)をし、分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとみなされたときは、当該各号に定める者は、遅

5 信託会社(管理型信託会社を除く。以下この項において同じ。)が第七条第一項若しくは第十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての當所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(立入検査等)

第四十二条 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社、当該信託会社とその業務に関して取引する者若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し当該

しなければならぬことは、第一限は、業務（第四十三）は財産の改善（運用型信託会社）がある。その必要性は財産の改善（運用型信託会社）である。

ればならない。
項及び第二項の規定による立入検査の権
犯罪捜査のために認められたものと解し
らない。

善命令)

条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又
の状況に照らして、当該信託会社の信託
健全かつ適切な運営を確保するため必要
と認めるときは、当該信託会社に対し、
要の限度において、業務方法書の変更、
供託その他業務の運営又は財産の状況の
必要な措置を命ずることができる。
信託会社に対する監督上の处分)

条 内閣総理大臣は、信託会社(管理型
社を除く。以下この条において同じ)が

大臣は、譲受会社が第五条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

三 破産により解散したとき。 その破産管人
あつた者

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき。
その清算人

信託会社は、信託業の廃止をし、合併(当社が合併会社が合併により消滅するものに限る)し、合併及び破産以外の理由による解散を分割による信託業の全部若しくは一部の承継させ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をして

2 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にこれら的主要株主の営業所若しくは

滞なく、その旨を内閣總理大臣に届け出なければならない。

部の譲渡をしたときを含む。)。 その会社
二 合併により消滅したとき。 その会社を代

表する取締役若しくは執行

。 その会社
の役又は監査役で

業所若しくは事務所に立ち入りさせ、これらの業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることが

三 破産により解散したとき。 その破産管財人

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人

3 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産以外の理由による解散をし、分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするとときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の日につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

5 信託会社（管理型信託会社を除く。以下この項目において同じ。）が第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社とは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（立入検査等）

第四十二条 内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社、当該信託会社とその業務に関して取引する者若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社に対し当該

5 第一項の信託の受託者は、同項の信託の受託者でなくなったとき、又は同項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことを知ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の信託に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に対し第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に受託者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に關して質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査(第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に關し必要なものに限る。)させることができる。

7 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8 第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。

二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。

三 当該信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。

四 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める行為

9 信託受益権販売業者は、第一項の信託の受益権について、受託者と同一の会社集團に属さない者に対する販売並びにその代理及び媒介をしてはならない。

10 第一項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十二条 大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の規定により特定大学技術移転事業(同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。)の実施に關する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者(第三項において「承認事業者」という。)が、内閣総理大臣の登録を受けて、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け(以下この条において「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け」という。)については、第三条の規定は、適用しない。

2 第八条、第九条及び第十条(第一項第二号を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八条第一項第一号	商号
第八条第一項第二号	資本
第八条第一項第三号	取締役及び監査役
第八条第一項第四号	信託業務
事業に該当するものに限る。)	信託業務(特定大学技術移転

第十二条第一項	本店	主たる営業所又は事務所
第十三条第一項	第七条第一項の登録	二条(第二項を除く。)、第四十三条、第四十五条、第四十六条(免許の失効に係る部分を除く。)、第四十七条(登録の未更新に係る部分を除く。)、第四十八条(免許の取消しに係る部分を除く。)、第四十九条(登録の未更新及び免許の取消しに係る部分を除く。)並びに第五十条並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第十四条第一項	管理型信託会社登録簿	第五十二条第一項の登録
第十五条第一項	特定大学技術移転事業承認事業者登録簿	信託業(特定大学技術移転事

第四十五条第一項第二号	第十条第一項第一号から第五号までに該当することとなつたとき	第五十二条第二項において準用する第十条第一項第三号から第五号までに該当することとなつたとき	第五十二条第一項第二号から第六号まで	第五十二条第一項第二号から第六号まで
第四十五条第一項第三号	取締役若しくは執行役又は監査役	第七条第一項の登録	第七条第一項の登録	第七条第一項の登録
第四十五条第二項	役員	第七条第一項の登録	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十六条第一項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十六条第三項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十七条	第七条第一項の登録	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十八条	第七条第一項の登録	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十九条第一項	第十五条第一項	第十五条第一項	第四十五条第一項	第五十二条第一項の登録
	第七条第一項の登録			

三 貸借対照表	四 収支の見込みを記載した書類	五 その他内閣府令で定める書類
4 第四条第三項の規定は、前項第一号の業務方法書について準用する。	5 内閣総理大臣は、第一項の申請があつた場合においては、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一定款(これに準ずるもの)を含む。)及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分なものであること。	6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。
二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。	三 各支店の人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。	四 株式会社と同種類の法人でない者
六 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。	五 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。	七 第二項第一号の資本の額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。
十一條第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第一百二条第一項の規定により第八十六条第三項の登録を取り消され、担保附社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の登録を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可(当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。)をこの法律担保附社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない法人	八 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。	八 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。
六 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人	九 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。	九 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。
三 第一項の登録(前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項、第六十条第一項第三号及び第一百一一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第六項において「申請者」という。)は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	二 第三項第一号の資本の額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。	一 前条第六項各号(第二号及び第三号を除く。)のいずれかに該当する者
四 いすれかの支店において他の信託会社若しくは外国信託会社が現に用いている商号若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若しくは外国信託会社と誤認されるおそれのある名称を用いようとする法人	三 第三項第一号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人	二 第三項第二号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人
五 次条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により次条第一項の登録を取り消され、第八	四 信託業務以外の業務をいすれかの支店において営むときは、その業務の種類	三 貸借対照表
六 国内における代表者の氏名及び国内の住所	五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地	四 その他内閣府令で定める書類
七 いすれかの支店において他に営む業務がその信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に営む業務を営むことがその信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人	六 国内における代表者の氏名及び国内の住所	五 第八条第三項の規定は、前項第一号の業務方法書について準用する。
八 役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五十九条第二項及び第六十条第二項において同じ。)及び国内における代表者のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある法人	七 第三項第一号の資本の額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。	六 内閣総理大臣は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。
九 主要株主(これに準ずるもの)が信	八 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。	七 第三項第一号の資本の額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。
一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	九 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。	八 第三項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号	一 第三項各号に掲げる事項	九 第三項各号に掲げる事項
三 登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を公衆の縦覧に供しなければならない。	二 登記簿の謄本(これらに準ずるもの)	一 第三項各号に掲げる事項

(損失準備金等)

第五十五条 外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。)は、第五十三条第六項第一号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において積み立てなければならない。

2 前項の規定は、管理型外国信託会社について準用する。この場合において、同項中「第五十三条第六項第二号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

4 外国信託会社は、第一項又は第二項の規定により積み立てられた損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(申請書記載事項の変更の届出)

第五十六条 外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。)は、第五十三条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 管理型外国信託会社は、第五十四条第三項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

(届出等)
第五十七条 外国信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

い。

一 国内において破産、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の

法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

二 合併(当該外国信託会社が合併により消滅した場合を除く。)をし、信託業の一部の承継をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当すると

き。

2 外国信託会社が次の各号のいずれかに該当す

ることとなつたときは、当該各号に定める者

は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 すべての支店における信託業務を廃止した

とき(外国において信託業のすべてを廃止し

たとき、外国における信託業の全部の承継をさせたとき、外国における信託業の全部の譲

渡をしたとき、支店における信託業の全部の承継をさせたとき及び支店における信託業の全

部の譲渡をしたときを含む。)。その外国

信託業者はその外國信託業者であった者

二 合併により消滅したとき。その外國信託業者の役員であった者

三 破産の宣告を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産と同種類の手続を開始したとき。その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき(支店の清算を開始したときを含む。)。その清算人又は本店の所在する国において清算人には相当する者

を含む。)をし、合併(当該外国信託会社が合併により消滅するものに限る。)をし、合併及び破

産以外の理由による解散をし、支店における信

託業の全部の承継(外国における信託業の全部の承継を含む。)若しくは一部の承継をさせ、又

は支店における信託業の全部の譲渡(外国における信託業の全部の譲渡を含む。)若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

二 合併(当該外国信託会社の第五十三条第一項の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。

二 第五十三条第一項の免許を受けた当時に同

じ直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 外国信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 外国信託会社(管理型外国信託会社を除く。以下この項において同じ。)が第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録を受けたとき、又は管理型外国信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該外国信託会社又は当該管理型外国信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

三 いすれかの支店において信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。

四 不正の手段により第五十三条第一項の免許を受けたことが判明したとき。

五 第五十三条第一項の免許に付した条件に違反したとき。

六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当するこ

ととなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命ずることができる。

(管理型外国信託会社に対する監督上の処分)
第六十条 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該管理型外国信託会社の第五十四条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

捜査のために認められたものと解してはならない。

(運用型外国信託会社に対する監督上の処分)

第五十九条 内閣総理大臣は、外国信託会社(管

理型外国信託会社を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合に

おいては、当該外国信託会社の第五十三条第一項の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定め

て支店の業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。

一 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。

二 第五十三条第一項の免許を受けた当時に同

じ直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出

なければならない。

三 いすれかの支店において信託業務を的確に

遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。

四 不正の手段により第五十三条第一項の免許を受けたことが判明したとき。

五 第五十三条第一項の免許に付した条件に違

反したとき。

六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当するこ

ととなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該外国信託会社に対し当該代表者又は当該役員の解任を命

ずることができる。

(管理型外国信託会社に対する監督上の処分)
第六十条 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該管理型外国信託会社の第五十四条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命

第二十一一条第六項

第三条の免許	第五十三条第一項の免許
第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十四条 外国信託業者は、次に掲げる業務を行ふため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行おうとする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業に関する情報の収集又は提供

二 その他信託業に関する業務

三 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、外国信託業者に対し前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国信託業者は、第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときは、他の同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四章 指図権者

(指図権者の忠実義務)

第六十五条 信託財産の管理又は処分の方法について指図を行う業者を営む者(次条において「指図権者」という。)は、法令及び信託の本旨に従い、信託財産に係る受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図を行わなければならぬ。

(指図権者の行為準則)

第六十六条 指図権者は、その指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつて、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者

なければならない。

一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないこと

とを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を含む。)

三 前項第二号の業務書に記載すべき事項

(登録簿への登録)

四 前項第二号の業務書に記載すべき事項

(登録簿への登録)

五 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合に除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

六 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

七 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

八 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

九 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

十 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

十一 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

十二 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

十三 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

十四 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

十五 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

十六 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

十七 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

十八 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

十九 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

二十 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二十一 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

二十二 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二十三 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

二十四 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二十五 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

二十六 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二十七 内閣総理大臣は、前条第一項各号に掲げる事項を登録年月日及び登録番号

二十八 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第一節 業務方法書	(変更の届出)
二 業務方法書	第七十一条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
三 前項第二号の業務書に記載すべき事項	三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を含む。)
四 前項第二号の業務書に記載すべき事項	四 その他内閣府令で定める書類
五 所属信託会社の商号	五 他に業務を営むときは、その業務の種類
六 その他内閣府令で定める事項	六 その他内閣府令で定める事項
一 商号、名称又は氏名	一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員の氏名	二 法人であるときは、その役員の氏名
三 信託契約代理業を営む事業所又は事務所の名称及び所在地	三 信託契約代理業を営む事業所又は事務所の名称及び所在地
四 所属信託会社の商号	四 所属信託会社の商号
五 他に業務を営むときは、その業務の種類	五 他に業務を営むときは、その業務の種類
六 その他内閣府令で定める事項	六 その他内閣府令で定める事項
一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し	一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し	二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
三 信託契約代理業を営む事業所又は事務所の名称及び所在地	三 信託契約代理業を営む事業所又は事務所の名称及び所在地
四 他に営む業務が公益に反すると認められる者	四 他に営む業務が公益に反すると認められる者
五 までのいずれかに該当する者のある者	五 までのいずれかに該当する者のある者
六 その他内閣府令で定める事項	六 その他内閣府令で定める事項
一 役員のうちに第五条第二項第八号イから別	一 役員のうちに第五条第二項第八号イから別
二 その他の内閣府令で定める事項	二 その他の内閣府令で定める事項
三 分別管理	三 分別管理
四 他に営む業務が公益に反すると認められる者	四 他に営む業務が公益に反すると認められる者
五 代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に關して預託を受けた財	五 代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に關して預託を受けた財

産と分別して管理しなければならない。

(準用)

第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、同条中「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

第三節 経理

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十七条 信託契約代理店は、営業年度又は事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属信託会社の説明書類の縦覧)

第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の営業年度又は事業年度ごとに、第三十四条の規定により当該信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託契約代理業を廃止したとき(分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたときを含む)。その個人又は法人を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 信託契約代理店である個人が死亡したとき。その相続人

三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員でないこととなつたとき。

四 信託契約代理店である法人が破産により解散したとき。その破産管財人

五 信託契約代理店である法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

六 有効期間が満了後引き続き信託受益権販売業に従事する行為をしたとき。

七 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

八 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

第八十六条 信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

二 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

三 有効期間の満了後引き続き信託受益権販売業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

四 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

五 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 (立入検査等)

第八十条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に関する取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に関して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務の状況に照らして、当該信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 (登録の抹消)

第八十二条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の申請)

第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の申請)

第八十四条 信託契約代理店は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消すため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任する。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

二 (監督上の処分)

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理業を行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任する。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第六章 信託受益権販売業者

二 (登録)

第一節 総則

一 (所属信託会社の損害賠償責任)

二 (商号、名称又は氏名)

三 (法人であるときは、その役員の氏名)

四 (他に業務を営むときは、その業務の種類)

五 (その他内閣府令で定める事項)

二 (登録)

三 (法人であるときは、定款及び会社登記簿の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて

業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがができる。

副本(これらに準ずるもの)を含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(登録簿への登録)

第八十八条 内閣総理大臣は、第八十六条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託受益権販売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 信託受益権販売業者は、第八十七条第二項第一号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第八十九条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八十七条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからロに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

三 信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者

四 他に営む業務が公益に反すると認められる者

（変更の届出）

第九十条 信託受益権販売業者は、第八十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託受益権販売業者登録簿に登録しなければならない。

3 信託受益権販売業者は、第八十七条第二項第一号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(営業保証金)

第九十一条 信託受益権販売業者は、営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、信託受益権販売業者の内容及び顧客の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

3 信託受益権販売業者は、政令で定めるところにより、当該信託受益権販売業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなるべき金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客の保護のため必要があると認めるときは、信託受益権販売業者と前項の契約を締結した者又は当該信託受益権販売業者に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 信託受益権販売業者は、第一項の営業保証金につき供託第三項の契約の締結を含む。)を行ったとき、三百三十二条の規定により第八十六条第一項の登録が取り消されたとき、第一項、第四項又は第八項の規定により供託された営業保証金は、第八十六条第三項の登録の更新がされなかつたとき、第二百二十二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録が取り消されたとき、三百三十三条の規定により第八十六条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

6 信託受益権販売業者による信託受益権(信託の受益権のうち、証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除いたものをいう。以下この章において同じ。)の販売又はその代理若しくは媒介(以下「信託受

益権の販売等」という。)により信託受益権の売買契約を締結した者は、当該信託受益権の売買契約に関して生じた債権に関し、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

3 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(信託受益権の内容の説明)

第九十四条 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を説明しなければならない。

2 前項の権利で定める日から三週間以内にその不足額につき供託第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 信託受益権販売業者は、前項の規定により供託する営業保証金の額(契約金額を含む。)をもつてこれに充てができる。

4 内閣総理大臣は、顧客の保護のため必要があると認めるときは、信託受益権販売業者と前項の契約を締結した者又は当該信託受益権販売業者に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 信託財産の種類、信託期間、信託財産の交付に関する事項

6 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項

7 信託財産の設定時における第三者による信託財産の評価の有無その他信託財産の評価に関する事項

8 信託受益権の内容を記載した書面の交付

9 信託受益権の内容を記載した書面の交付

10 信託受益権の内容を記載した書面の交付

11 信託受益権の内容を記載した書面の交付

12 信託受益権の内容を記載した書面の交付

13 信託受益権の内容を記載した書面の交付

14 信託受益権の内容を記載した書面の交付

15 信託受益権の内容を記載した書面の交付

16 信託受益権の内容を記載した書面の交付

い。

(名義貸しの禁止)

第九十三条 信託受益権販売業者は、自己の名義をもって、他人に信託受益権販売業を営ませてはならない。

(第二節 業務)

(信託受益権の内容の説明)

第九十四条 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を説明しなければならない。

2 前項の権利で定める日から三週間以内にその不足額につき供託第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 信託受益権販売業者は、前項の規定により供託する営業保証金の額(契約金額を含む。)をもつてこれに充てができる。

4 信託財産の種類、信託期間、信託財産の交付に関する事項

5 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項

6 信託受益権の内容を記載した書面の交付

7 信託受益権の内容を記載した書面の交付

8 信託受益権の内容を記載した書面の交付

9 信託受益権の内容を記載した書面の交付

10 信託受益権の内容を記載した書面の交付

11 信託受益権の内容を記載した書面の交付

12 信託受益権の内容を記載した書面の交付

13 信託受益権の内容を記載した書面の交付

14 信託受益権の内容を記載した書面の交付

15 信託受益権の内容を記載した書面の交付

16 信託受益権の内容を記載した書面の交付

において、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(行為準則の準用)

第九十六条 第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に對して行う信託受益権の販売等について準用する。

第三節 経理

(信託受益権販売業務に関する帳簿書類)

第九十七条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第九十八条 信託受益権販売業者は、営業年度又は事業年度ごとに、信託受益権販売業務に関する報告書を作成し、顧客の秘密を害するおそれ過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の信託受益権販売業務に関する報告書を、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託受益権販売業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第九十九条 信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 信託受益権販売業を廃止したとき(分割により信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき、又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたときを含む)。その個人又は法人二 信託受益権販売業である個人が死亡したとき。その相続人三 信託受益権販売業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 信託受益権販売業者である法人が破産により解散したとき。その破産管財人

五 信託受益権販売業者である法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

(立入検査等)

第一百条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の事務所に立ち入り、その業務の状況に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の信託受益権販売業務の事務所に立ち入り、その業務の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第一百一条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の業務の状況に照らして、当該信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、當該信託受益権販売業者に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他の業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第一百二条 内閣総理大臣は、信託受益権販売者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託受益権販売業者の登録を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、第八十六条第一項の規定にかかる他の業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

一 第八十九条各号(第一号口を除く。)に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託受益権販売業者若しくは当該信託受益権販売業者とその業務に関して取引する者に対し当該信託受益権販売業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託受益権販売業者の當業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 登録の失効

第一百三条 信託受益権販売業者が第九十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けたときは、当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第一百四条 内閣総理大臣は、第八十六条第二項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八十六条第一項の登録の更新をしなかつたとき、第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

3 住宅金融公庫、中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫(次項において「住宅金融公庫等」という。)が、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第二十七條の六第一項、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第二十五条の四第一項又は公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第二十六条の三第一項の規定による信託受益権の販売(次項において「信託受益権の販売」という。)を行ふ場合には、第八十六条第一項の規定は、適用しない。

4 住宅金融公庫等が信託受益権の販売を行う場合においては、当該住宅金融公庫等を信託受益権販売業者とみなして、第九十四条から第九十六条までの規定及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。

(第五節 雜則)

第五節 雜則

(適用除外)

第一百五条 第八十六条第一項の規定にかかる他の業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託受益権販売業者の登録を取り消すことができる。

(第七章 雜則)

(財務大臣への資料提出等)

第一百六条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、信託業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、信託業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託会社を営むことができる。

2 信託会社等が前項の規定により信託受益権販売業を営む場合においては、当該信託会社等を信託受益権販売業者とみなして、第五十一条第九項、第九十三条から第九十八条まで、第一百条から第一百二条まで及び次条第二項の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。

この場合において、第一百一条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第四号」と、「当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」とする。

み、妨げ、若しくは忌避した者	五 第十八条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	三 第十四条第二項の規定に違反した者
二十六 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者	四 第十九条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽を含む。)又は前二条 各本条の罰金刑	四 第百十一条、第百十三条第三号、第十二条
二十七 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者	六 第二十一条第四項 第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、承認を受けないで業務の内容又は方法を	六 若しくは第二十三条号、第百十四条(第五号を除く。)又は前二条 各本条の罰金刑
二十八 第七十八条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者	七 第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	七 第四十一条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二十九 第八十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	八 第五十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	八 第五十六条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三十 第八十七条第一項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	九 第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	九 第七十一条第一項、第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
一 第十一条第八項又は第九十三条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者	十 第七十二条第二項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十 第七十二条第二項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者	十一 第七十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十一 第七十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三十二 第九十八条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者	十二 第九十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十二 第九十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三十三 第百条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	十三 第九十二条第一項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者	十三 第九十二条第一項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
三十四 第百条第一項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	十四 第九十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者	十四 第九十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本の額を減少した者	十五 第九十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十五 第九十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者	十六 第九十七条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。	十六 第九十七条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。
三 第十三条第一項の規定に違反して、認可を受けないで業務方法書を変更した者	十七 第一百一条の規定による命令に違反したとき。	十七 第一百一条の規定による命令に違反したとき。
四 第十六条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営	十八 信託法第二十八条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。	十八 信託法第二十八条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。
	九 信託法第三十九条に規定する事務の処理若しくは計算をせず、又は財産目録を作成しないとき。	九 信託法第三十九条に規定する事務の処理若しくは計算をせず、又は財産目録を作成しないとき。
	二 第百十三条(第三号、第十二号及び第二十 三号を除く。)二億円以下の罰金刑	二 第百十三条(第三号、第十二号及び第二十 三号を除く。)二億円以下の罰金刑
十 正当な理由なく信託法第四十条の規定によ		

第二十一条ノ四第三項中「信託業務ヲ営ム銀行若ハ信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム金融機関」に改める。
（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十四条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第三号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関」に改める。金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ」に改める。（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務」を「信託業法（平成十六年法律第二号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次二掲グル業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ノ閑スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、处分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

二 債務ノ履行

第四条を次のように改める。

第四条 信託業法第十一条、第二十二条乃至第三十一条、第四十二条及第四十九条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合」第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該」トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合は第四十条第一項の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」トス信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以て定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム」ヲ適用ス但シ同章中「所屬信託会社」トアルハ之ヲ「所屬信託兼營金融機関」トシ同法第七十八条中「第三十四条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業法第一百五条第一項及第二項ノ規定ハ信託業法第七十八条中「第三十条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業法第七十八条中「第三十条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託受益権販売業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス

第五条第二項を削る。

第五条ノ三の次に次の一条を加える。

第四条 信託業法第十一条、第二十二条乃至第三十一条、第四十二条及第四十九条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合」第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該」トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合は第四十条第一項の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」トス信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以て定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム」ヲ適用ス但シ同章中「所屬信託会社」トアルハ之ヲ「所屬信託兼營金融機関」トシ同法第七十八条中「第三十条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業法第七十八条中「第三十条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託受益権販売業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス

第五条第二項を削る。

第五条ノ三の次に次の一条を加える。

第四条 信託業法第十一条、第二十二条乃至第三十一条、第四十二条及第四十九条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合」第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該」トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合は第四十条第一項の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」トス信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以て定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム」ヲ適用ス但シ同章中「所屬信託会社」トアルハ之ヲ「所屬信託兼營金融機関」トシ同法第七十八条中「第三十条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業法第七十八条中「第三十条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十二条第一項その他」の政令で定める規定トス信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託受益権販売業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス

第五条第二項を削る。

三百円以下ノ罰金ニ處ス」を「若ハ三百万円以下ノ罰金ニ處シ、又ハ之ヲ併科ス」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

百三十二条第一項ノ規定ニ依ル業務ノ停止ノ命

令ニ違反シタル者

第九条ノ三第二号中「第八条」を「第八条ノ二又ハ第八条ノ三」に改め、同条を第十条とし、同条の次に三条を加える。

第十二条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ處シ、又ハ之ヲ併科ス

一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲グル行為ヲ為シタル者

二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

四十二条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル報告若ハ資料ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報

告若ハ資料ノ提出ヲ為シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

四十二条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル當該職員ノ質問ニ對シテ答弁ヲ為サズ、若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタル者

五 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

四十六条第一項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

四十九条第一項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セ

二十六条第一項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第

二十七条第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル報告書ヲ提出シタル者

六 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

一百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

九十八条第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告書ヲ提出シタル者

七 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依ル報告若ハ資料ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告若ハ資料ノ提

出ヲ為シタル者

八 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第

百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第

百三十二条第一項ノ規定ニ依ル業務ノ停止ノ命

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 新兼営法第四条第一項において準用する新信託業法第二十二条第一項第一号、第二十

五条（第二十六条第一項第七号に掲げる事項に限る）、第二十六条第一項第七号及び第二十九

条第二項の規定は、旧兼営法第五条ノ三に規定する定型的信託契約に係る約款（以下この条に

おいて「定型的信託約款」という。）に基づく信

託契約による信託の引受けについては、附則第七

条第一項及び第二項の規定にかかるらず、施行日から起算して六月を経過した日から適用す

る。

二 新兼営法第四条第一項において準用する新信

託業法第二十七条及び第二十九条第三項の規定

は、施行日前の定型的信託約款に基づく信託契

約による信託の引受けについては、附則第七条

第二項及び第三項の規定にかかるらず、施行日

から起算して三年を経過した日以後に計算期間

を開始する信託財産について適用する。

三 新兼営法第四条第二項の規定により適用する

新信託業法第七十六条において準用する新信託

業法第二十五条（第二十六条第一項第七号に掲

げる事項に限る。）の規定は、定型的信託約款に

基づく信託契約の締結の代理又は媒介について

は、附則第七条第五項の規定にかかるらず、施

行日から起算して六月を経過した日から適用す

る。

四 この法律の施行の際現に旧兼営法第五条第二

項の規定による内閣総理大臣の認可を受けて設

置されている信託業務に係る代理店は、施行日

において当該代理店に係る金融機関を新兼営法

第四条第二項の規定により適用する新信託業法

第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融

機関として新信託業法第六十七条第一項の内閣

総理大臣の登録を受けたものとみなす。

五 従属業務又は金融機関連業務を専ら営む会

社（從属業務を営む会社にあつては主とし

て当該農業協同組合連合会の行う事業又は

条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

六 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新信託

業法第六十八条第一項各号に掲げる事項及び新

信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

七 この法律の施行の際現に銀行法等の一部を改

正する法律（平成十三年法律第百十七号）第十条

を信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

八 新兼営法第四条第一項第一号、第二十

五条（第二十六条第一項第七号に掲げる事項に

おいて「定型的信託約款」という。）に基づく信

託契約による信託の引受けについては、附則第七

条第一項及び第二項の規定にかかるらず、施行日

から起算して三年を経過した日以後に計算期間

を開始する信託財産について適用する。

九 新兼営法第四条第二項の規定により適用する

新信託業法第七十六条において準用する新信託

業法第二十五条（第二十六条第一項第七号に掲

げる事項に限る。）の規定は、定型的信託約款に

基づく信託契約の締結の代理又は媒介について

は、附則第七条第五項の規定にかかるらず、施

行日から起算して六月を経過した日から適用す

る。

十 新兼営法第四条第一項第一号、第二十

五条（第二十六条第一項第七号に掲げる事項に

おいて「定型的信託約款」という。）に基づく信

託契約による信託の引受けについては、附則第七

条第一項及び第二項の規定にかかるらず、施行日

から起算して三年を経過した日以後に計算期間

を開始する信託財産について適用する。

十一 新兼営法第四条第一項第一号、第二十

五条（第二十六条第一項第七号に掲げる事項に

おいて「定型的信託約款」という。）に基づく信

託契約による信託の引受けについては、附則第七

条第一項及び第二項の規定にかかるらず、施行日

から起算して三年を経過した日以後に計算期間

を開始する信託財産について適用する。

その子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業

務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の

証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して

保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第十一条の十八第二項を次のように改める。

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を

行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の當

む業務に従属する業務として主務省令で定

めるもの

二 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業、証券業又は信託業

ト業法第二条第一項に規定する信託業をい

う。第四号において同じ。)に付隨し、又は

関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする

前項第七号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 第十二条第一項第三号中「並びに」を「及び」に、「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

七 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

八 第四十条第一項、第五十四条第一項第四号、第六十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

九 第二十条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外

の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑

の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ

とがなくなつた日から五年を経過しない者につ

いては、新証券取引法(第二十八条の四第一項第

九号トに該当する者とみなす。

十 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外

の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑

の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ

とがなくなつた日から五年を経過しない者につ

いては、新証券取引法(第二十八条の四第一項第

九号トに該当する者とみなす。

同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

農業協同組合連合会が第十条第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行なう場合は、同号イ及びハ中「当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の子会社」とあるのは、「当該農業協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の子会社」とする。

第十九条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十六第一項並びに

行なう場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「信託会社」を削る。

第二十八条の四第一項第七号中「、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)」を削る。

第三十二条第三項、第五項及び第六項中「、信託会社」を削る。

第三十四条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

第四十条第一項、第五十四条第一項第四号、第六十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 証券取引法の一項を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十六第一項並びに

行なう場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「信託会社」を削る。

第二十七条の二十八第三項中「、信託会社」を

第二十九条の二十八第三項中「、信託会社」を削る。

第三十二条第三項、第五項及び第六項中「、信託会社」を削る。

第三十四条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

第四十条第一項、第五十四条第一項第四号、第六十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

五 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

六 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

七 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

八 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

九 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

十 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

十一 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

十二 第五十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

を「信託業務(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。」に改め、同項第七号を削り、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 信託業（信託業法第一條第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当す

従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それ

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務
及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
の 当該会社の議決権について、当該信

（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等が合算し、
子会社等を除く。）が合算して保有する当該
子会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、
該会社の議決権の数を超えて保有し、か
つ、当該信用金庫連合会の保険子会社等
が合算して、当該信用金庫連合会又はそ
の子会社（証券子会社等、保険子会社等
及び信託子会社等を除く。）が合算して保
有する当該会社の議決権の数を超えて保
有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託
子会社等が合算して、当該信用金庫連合
会又はその子会社（証券子会社等、保険
子会社等及び信託子会社等を除く。）が合
算して保有する当該会社の議決権の数を
超えて保有しているもの

□ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

木 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ 及びハに掲げるものを除く。) 当該会社 の譲決権について、当該信用金庫連合会 の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の譲決権の数を超えて保有しているものへ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ 及びニに掲げるものを除く。) 当該会社 の譲決権について、当該信用金庫連合会 の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の譲決権の数を超えて保有しているものト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ 及びニに掲げるものを除く。) 当該会社 の譲決権について、当該信用金庫連合会 の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の譲決権の数を超えて保有しているもの 第五十四条の十七第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 信託業法第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

第五十四条の十七第一項第二号の二を同項第三号とし、同条第二項第一号中「第六号」を「第九号」に改め、同項第二号中「又は保険業」を「、保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第七号とし、同项第五号口中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付属し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社
　　である次に掲げる会社
　　イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号
　　において「信託兼営銀行」という。)
　　ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の
　　会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする
　　前項第十二号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該信用金庫
　　連合会の子会社である信託兼営銀行又は
　　信託専門会社の子会社のうち内閣府令で
　　定めるもの

第五十四条の十七第二項中「から第七号まで
　　又は第九号」を「から第十号まで又は第十二
　　号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を
「第一項第十号」に改め、同条に次の二項を加
　　える。

7 信用金庫連合会が第五十四条第六項の規定
　　により同項に規定する信託業務を行う場合に
　　おける第一項第十号の規定の適用について
　　は、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用金庫
　　連合会の信託子会社等が合算して、当該信用
　　金庫連合会又はその子会社」とあるのは、
　　「当該信用金庫連合会又はその信託子会社等
　　が合算して、当該信用金庫連合会の子会社」
　　とする。

第五十四条の十八第一項中「から第三号まで、
　　第七号及び第九号」を「から第五号まで、第十一
　　号及び第十二号」に改める。

第八十七条第二号中「第七号若しくは第八
　　号」を「第十号若しくは第十一号」に改める。
（漁船損害等補償法の一部改正）

第三十六条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法
　　律第二十八条)の一部を次のように改正する。
　　第五十四条第四項中「銀行」を「金融機関」
　　に改める。
（宅地建物取引業法の一部改正）

第三十七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法)

削る。
第四十一条第一項第一号中「信託会社」を

第七十七条第一項中「信託会社」を「信託業法平成十六年法律第 号第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。)」に改め、同条第四項中「金融機関」の下に「及び第一項の政令で定める信託会社」を加

(夷明書用銀行法) 一部文三

第三百八十八条　長期信用銀行法(昭和二十七年法律
第百八十七号)の一部を次のように改正する。

号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

（信託業）（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主と

1
証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの当該会社の議決権(商法第二百十一
条ノ二)第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。について、当該長期信用銀行

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの(イに掲げるものを除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

水 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同第十三条の二第一項中第六号を第八号とし、同

号の次に次の一号を加える。

六 信託業法(平成十六年法律第 号)第
二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて同じ。)を専ら當む会社(以下「信託専門会社」という。)

第十三条の二第一項第三号の二を同項第四号とし、同条第四項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第二号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「第一項第十号」を「第一項第十三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「第一項第十号」を「第一項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門会社連絡業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第十三条の二第四項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)の認可を受け信託業務を営む銀行(以下この号、第十項及び第十六条の四第一項第十号口において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第十三条の二第六項中「から第八号まで又は第十号」を「から第十一号まで又は第十三号」

に改め、同条第九項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改め、同条に次の二項を加える。

10 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行の子会社」とする。

第十六条の四第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号口中「保険専門関連業務を」の下に「、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合には同項第五号に掲げる信託専門関連業務を」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第十六条の四第一項中第五号を第七号とし、同号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 信託専門会社

第十六条の四第一項第一号を第七号とし、同号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

(貸付信託法の一部改正)

第三十九条 貸付信託法(昭和二十七年法律第五十五条)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)」を「信託会社等(信託会社(信託業務法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一項(免許)の免許を受けた者をい

う。又は信託業務を営む金融機関(金融機関の

信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けた金融機関をいう。次項第十一号において同じ。)を「基いて」を「に基づいて」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第十一号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条」を「信託業務を営む金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に改める。

第七条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託会社等の商号又は名称

第八条第四項中「代表取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例)に該当する会社にあつては、代表執行役」を「信託会社等を代表する役員」に改め、同項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加える。

(中小企業融資保証法の一部改正)

第四十条 中小企業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第四十一条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第四十二条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第一百九十六号)の一部を次のように改正する。

(信託業法第二条第一項(定義)に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)に改め、同項第六号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中に「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)
第四十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律

第一百五号)の一部を次のように改正する。

る法律(昭和三十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に
条ノ四」に改める。

関する法律の一部改正)
第四十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及

び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(企業担保法の一部改正)

第三十一条第二項中「書記会社」の「書」を「言」に改正する。

第三十一条第二項中「信託会社」の下に「信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は

第五十三条第一項の免許を受けた者をいふ。」
を加える。

(航空機工業振興法の一部改正)

第一百五十号の一部を次のように改正する。

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）（昭和十八年）

法律第四十三号(第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(首都高速道路公団法の一部改正)
第五十一条 首都高速道路公団法(昭和三十四年

法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第八項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(国民年金法の一部改正)
第五十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百

四十一号)の一部を次のように改正する。

(信託業法第二条第一項(定義)に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)に改め、同項第六号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第二項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第三項中「から第四号まで又は第六号」を「から第六号まで又は第八号」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会の子会社」とする。

第五十八条の六第一項中「から第四号まで及び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改める。

号」を「第六号若しくは第七号」に改める。
第四十四条 厚生年金保険法（一部改正）
第一百五十五条の一部を次のように改正する。
第一百三十条第五項中「信託業務を営む金融機関」を含む。以下同じ。」を「信託業法（平成二年法律第二百三十九号）第三条又は第五十三条等の規定による免許を受けたものに限る。以下同じ。」とし、同項の「信託業務を営む金融機関」に改める。
第一百三十条の二第一項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加え、同項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。
第一百三十六条の三第一項第一号中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。
第一百五十九条第六項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。
第一百五十九条の二第一項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加え、同項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。
（日本道路公団法の一部改正）
第四十五条 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第八項中「基き」を「基づき」、「信託会社」を「信託業者」に改める。
（日本原子力研究所法の一部改正）
第四十六条 日本原子力研究所法（昭和三十一
法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
第三十三条第三号中「銀行又は信託会社」の「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二項の認可を受けた金融機関をいう。）」に改める。
（預金等に係る不当契約の取締に関する法律一部改正）

七 信託業法第二条第一項(定義)に規定する

信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項

(兼営の認可)に規定する信託業務をいう次項第八号イにおいて同じ。)を専ら當む会社(以下「信託専門会社」という。)

第一百六条第二項第一号中「第八号」を「第十二文の、同項第二号」、「乙は正義美

「、証券業又は信託業」に改め、同項第六号

前項第十一号を前項第十四号に改
同号を同項第七号とし、同項第五号口中

項第十一号」を「前項第十四号」に改め、
を同項第六号とし、同項第四号の次に次の

うを加える。

信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定められたもの。

めるもの
第一百六条第二項に次の一号を加える。

次に掲げる会社 信託子会社等 保険会社の子会社である

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する 去(建第一号第一項(委託)の認可)の認可

法律第一條第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号

において「信託兼営銀行」という。)

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする
会社

前項第十四号に掲げる持株会社

二 その他の会社であるて
の子会社である信託兼営銀行又は信託専
業の該保険会社

門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第一百六条第四項中「から第九号まで又は第十一号を「から第十二号まで又は第十四号」に

、同条第七項中「第一項第九号」を「第二

第百七条第一項中「から第五号まで、第九号
第一十一号」を「から第七号まで、第十二号
第十四号」に改める。

4 信託業法第四十条第二項(異議を述べた受益者)の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用する。この場合において、同項中「合併後の信託会社」とあるのは、「事業譲渡により事業を譲り受けた保険会社」と読み替えるものとする。

第百七十二条第一項中「第十六条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第二項中「合併後の信託会社」とあるのは、「分割により事業を承継した保険会社」と読み替えるものとする。

2 信託業法第四十条第二項(異議を述べた受益者)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「合併後の信託会社」とあるのは、「分割により事業を承継した保険会社」と読み替えるものとする。

第一百九十九条中「第九項」を「第十項」に、「資本金(相互会社ニ付テハ基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ラ含ム)ノ総額)」とあるのは「保険業法第一百九十一条ノ供託金其ノ他ノ内閣府令ニ定ムルモノノ額ノ合計額」を「第三十三条若しくは第三十四条の規定により同法第三条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第一百七十二条の規定により同法第三条第一項」とあるのは「第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第一百八十五条第一項により同法第三条第一項」とあるのは「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第一百八十五条第一項」と、同条第九項中「第一百十一条第一項及び第二項」とあるのは「第一百九十九条において準用する第百十一条第一項」に改め

三 第九十九条第八項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第九十九条第八項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五百一十七条の二中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九十九条第八項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、保険金信託業務を開始した者

三百一十九条中「又は五十万円」を「若しくは五十万円」に改め、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同条に第一号から第四号までとして、次の四号を加える。

一 第九十九条第八項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行なかつた者

二 第九十九条第八項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

て準用する場合を含む)において準用する

信託業法第十七条第一項の規定による報

告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報

告書を交付した者

四 第九十九条第八項(第一百九十九条におい

て準用する場合を含む)において準用する

信託業法第二十九条第三項の規定による書

面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した

者

三百二十一條第一項第二号中「第三百十七

条第一号」を「第三百六十六条の二又は第三百十

七条第一号」に、「第七号又は第八号」を「第

七号若しくは第八号」に改める。

第三百三十四条第三号を削り、同条第四号中

「信託業法第九条の規定又は同条」を「金融機

関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ

四」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第

五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第

五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十五条を次のようにより改める。

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当す

る者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者

二 第九十九条第八項(第一百九十九条におい

て準用する場合を含む)において準用する

信託業法第十一条第四項の規定による命令

に違反して、供託を行わなかつた者

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に

よる信用事業の再編及び強化に関する法律の一

部改正)

第八十二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同

組合等による信用事業の再編及び強化に関する

法律(平成八年法律第一百十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条第五項中「信託業務を営む銀行若し

くは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務

を営む金融機関」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第八十二条 日本私立学校振興・共済事業団法

(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように

改正する。

第三十九条第一項第三号中「銀行又は信託会

社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第

一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」

に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に

関する法律の一部改正)

第八十三条 密集市街地における防災街区の整備

の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)

の一部を次のように改正する。

第八十二条第五項中「銀行」を「金融機関」

に改める。

第三百三十四条第三号を削り、同条第四号中

「信託業法第九条の規定又は同条」を「金融機

関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ

四」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第

五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第

五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十五条を次のようにより改める。

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当す

る者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者

二 第九十九条第八項(第一百九十九条におい

て準用する場合を含む)において準用する

信託業法第十一条第四項の規定による命令

に違反して、供託を行わなかつた者

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法

律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「銀行」を「金融機関」

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第八十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法

律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「銀行」を「金融機関」

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八十六条 資産の流動化に関する法律の一部を

四項」を「第一百四十四条第三項」に改める。

第一百四十四条中第三項を削り、第四項を第三

項とし、第五項を第四項とする。

第一百四十六条及び第一百四十七条中「第一百四

四条第四項及び第五項」を「第一百四十四条第三

項及び第四項」に改める。

第一百六十三条第二項を削る。

第一百七十三条第五項中「の代表取締役又は代

表執行役」を「を代表する役員」に改める。

第二百三十三条第二項を削る。

第二百七十三条第五項中「の代表取締役又は代

表執行役」を「を代表する役員」に改める。

第二百三十三条第三項中「前項」を「第二項

に改める。

第八十四条 介護保険法(平成九年法律第一百二十

三号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信

託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年

法律第四十三号)第一条第一項の認可を受

けた金融機関をいう。)への金銭信託

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第八十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法

律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「銀行」を「金融機関」

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八十六条 資産の流動化に関する法律の一部を

次のように改正する。

第三十二条の二中第三項を削り、第四項を第

三項とする。

第十六条第四号中「特定債権等に係る事

業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七

号)」を削り、「第三十二号」の下に「、信託

業法(平成十六年法律第 号)」を加え、同

条第七号中「第一百四十四条第四項」を「第一百四

四条ノ一第二項」を「第一百四十四条第五

項」を「第一百四十四条第三項」に改める。

第十六条第二項中「第十六号」を「第十六号ノ一

第二項」を「第十六号ノ一第二項」に改める。

第十六条第三項において準用する場合を含む。」

に、「これらの規定」を「同条第二項」に、「異

議ヲ述べタル受益者アルトキ」を「異議を述べ

た受益者があるとき」に、「権利者集会ガ其ノ

決議ニ依リ異議ヲ述べタルトキ」を「権利者集

会がその決議により異議を述べたとき」に改

め、同条第三項中「それぞれ」を削り、「第十

六条第二項及び第十六条ノ二第二項」を「第四

十条第二項」に、「異議ヲ述べタル受益者アル

トキ」を「異議を述べた受益者があるとき」に

、「権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述べ

タルトキ」を「権利者集会がその決議により異

議を述べたとき」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う

経過措置)

第八十七条 旧特定債権法又はこれに相当する外

国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相

当する外国の法令による刑を含む。)に処せら

れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行

を受けることがなくなつた日から三年を経過し

ない者については、前条の規定による改正後の

資産の流動化に関する法律第六十六条第四号に

該当する者とみなす。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改

正)

第八十八条 債権管理回収業に関する特別措置法

(平成十年法律第一百一十六号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 機械類その他の物品を使用させる契約で

あつてその使用させる期間(以下この号に

おいて「使用期間」という。)が一年を超

るものであり、かつ、使用期間の開始の日

(以下この号において「使用開始日」とい

う。以後又は使用開始日から一定期間を経

過した後当事者の一方又は双方がいつでも

解約の申入れをすることができる旨の定め

がないものに基づいて、当該物品を使用さ

ることの対価としての金銭の支払を目的

とする金銭債権

第二条第一項第五号中「以下」「を以下」との号及び次号において「」に、「購入し又は」を「購入し、又は」に改め、「当該金額」の下に「又はあらかじめ定められた時期」とにその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」を加え、「特定債権を除く。」を削り、同項第六号中「以下」を「以下の号において」に改め、「特定債権を除く。」を削り、同項第七号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」に改め、「特定債権を除く。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他の物を利用する事なく、購入者から代金を六月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約(以下この号において「機械類販売契約」という。)又は購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第四項に規定する指定商品を販売する契約機械類販売契約を除く。)に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭(特定融資契約に関する法律の一部改正)号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第一号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第六号とす

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 この法律の施行の際現に特定融資枠契約に関する法律第二条に規定する特定融資枠契約であつた契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等讓受業者であつたものについては、前条の規定による改正後の特定融資枠契約に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国際協力銀行法の一部改正)

第九十一条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項及び第十二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第九十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「信託会社」の下に「若しくは信託業務を営む金融機関」を加える。

(年金資金運用基金法の一部改正)

第九十四条 年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第一号)第三条又は第五十一条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関」に改める。

(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)

第九十五条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けていた金融機関をいう。)の金銭信託

第九十六条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第六号イ及びハからホまで」を「第六号イ、ハ及びニ」に改め、同項第五号中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号イ中「並びにハ、及びニ」を「及びハ」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第九十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けていた金融機関をいう。)の金銭信託

(著作権等管理事業法の一部改正)

第九十八条 著作権等管理事業法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一条及び第二条」を「信託業法(平成十六年法律第二号)第三条」に改め、同条第二項を削る。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法

第九十九条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

「信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。」を加える。
(中間法人法の一部改正)

第一百条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

「第一百一十一条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第一百一条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成十六年法律第号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)又は信託業務を営む金融機関」に改める。

第六十六条第二項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下に「、信託業務を営む金融機関」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一
部改正)

第九十三条中「信託会社」の下に「、信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百一条 社債等の振替に関する法律の一
部を次のように改正する。

第五十二条中「信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第
四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機
関(以下「信託会社等」という。)」を「信託会
社等(信託会社)信託業法(平成十六年法律
第
号)第三条又は第五十三条第一項の免
許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金
融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する

開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則第十二条第四項中「及び外国証券業者に関する法律」を「外国証券業者に関する法律及び信託業法」に改め、同条第五項中「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の下に「信託業法」を加える。
(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等)

に関する法律の一部改正)

第一百七条 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の二条を加える。
(信託業法の一部改正)

第八十八条 信託業法(平成十六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号及び第八条第二項第二号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

第五十二条第一項の表第八条第二項第二号の項を次のように改める。

(処分等の効力)

第一百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十三条第三項第一号、第五十四条第四項第一号、第六十八条第二項第三号及び第八十七条第二項第三号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第百八十八条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号中「(信託業務を営む銀行を含む。)」を「(信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関」に改める。

(農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第一百九十九条 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

ラ 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者

平成十六年十一月二十五日印刷

平成十六年十一月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

0